

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（職員に関する労働基準法等の適用）

第二十条 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用について
は、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六
号）第二条第一号」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する
法律第二条第一項」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護
休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第
一号」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第
一項」とする。

（第二項 略）

（職員に関する労働基準法等の適用）

第二十条 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用について
は、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六
号）第二条第一号」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する
法律第二条第一項」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護
休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第
一号」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第
一項」とする。

（第二項 略）